

2016年10月4日

[明石市教育長への要求書]

明石市非常勤給食調理員労働組合

2017年度 明給労要求書

日々ご健勝のことと存じます。

平素は、私たち明給労に対しまして労使協議を十分に尊重し、ご尽力頂いていますことに感謝申し上げます。

さて、私たちの職場では日々の業務の「ますます増えるアレルギー対応」「米飯の週3回実施」「物資の動線図作成」「作業工程表作成での前日ミーティング」に加え、年々複雑化する安全衛生マニュアルへの対応などに励む一方、子どもたちの食育にかかわり各職場で、調理員自らが工夫しながら業務を行なっています。

しかし、学校給食職場において正規職員・明給労共に退職者不補充等で一方的に民間委託が進み、生活や雇用への不安を抱えながら働いているのが実態です。直営校12校の内、正規職員の1名校は5校にのぼり、調理員59名中半数以上を臨時・非常勤職員が占め、その業務内容は決して臨時的・補助的ではなく正規職員と同様、子どもたちの生命に係わる重い責任を担うものであります。

一方、私たちの賃金・労働条件は「任用が違う」の理由のみで改善されず、特に退職一時金においては正規職員と大きな差がつけられたままとなっています。

また、60歳からの再雇用である臨時嘱託の労働条件においては、休暇制度については一定の改善があったものの、長年の経験を持って業務を行うにもかかわらず賃金は大幅に引き下げられ、再任用制度と比べて65歳までの雇用が保障されておらず、公的年金支給開始年齢の引き延ばしに伴い無年金の時期が生じることなど、将来の生活に対して大きな不安を抱えて働くかなければならない状況におかれています。

そこで、ここに作業内容に見合う平等な扱いと、賃金・労働条件の改善を組合員の総意を持って下記の通り要求いたします。

尚、回答については10月12日までに誠意を持って文書にてお願いします。

もし誠意が見られない場合は、市労連を始め全国の自治労仲間とともに、明給労の組織の総力を挙げてたたかうことを申し添えます。

記

- 1 正規職員と同様に恒常的な仕事をしている臨時調理嘱託・学校給食従事員を全員、正規職員とすること。
 - (1) 給食調理員の募集を行なうときは「パート労働法」の趣旨に則り、臨時調理嘱託・学校給食従事員から、勤務年数順に優先的に採用すること。
- 2 行政の直接責任を放棄するような民間委託を行なわず、直営を堅持すること。
- 3 60歳以降の雇用については、全員を学校給食従事員の賃金・労働条件で65歳まで延長すること。
- 4 長年にわたる退職者不補充による労働過重、また、給食業務の維持向上を図って行くためにも以下の改善をすること。
 - (1) 臨時調理支援員を学校給食従事員として採用すること。
 - ①学校給食従事員とするまでは、雇用保障し労働条件を改善すること。
 - (2) 調理員を自治労基準で配置し、過重労働を解消するための人員増を行うこと。
 - (3) 職員の補充、欠員は新たな職員を採用して補充すること。
- 5 正規職員に至るまでは学校給食従事員を全員、臨時調理嘱託とすること。
- 6 臨時調理嘱託・学校給食従事員の労働条件については、学校職員として均等の取り扱いとし、以下の改善をすること。
 - (1) 賃金制度は正規職員と同じとすること。
 - ①賃金は1年毎に4号給昇給とし正規職員と同様に昇格もすること。
 - ②扶養手当、住宅手当などを支払うこと。
 - (2) 退職金制度を改善し正規職員と同じとすること。
 - (3) 学校給食従事員の勤務日数を増やすこと。
 - (4) 休暇制度を正規職員と同じとすること。
 - ①私療休暇制度を正規職員と同じとすること。
 - ②リフレッシュ休暇を正規職員と同じく制度化すること。
 - (5) 公務災害(労働災害)の取り扱いを正規職員と同じとすること。
 - ①市の責任において公務災害補償と同じになるように補填すること。
- 7 現行のプール制度を抜本的に改善すること。
- 8 大久保小学校の不幸な事故を風化させることなく安全衛生の確立を行うこと。